

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

現行			改正案			改正理由
(対象者) 第2条 年俸規程第2条第1号に規定する年俸制適用1号職員は、別表に掲げる教育研究組織及び職等に在職する者とする。			第2条 (略)			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
番号	教育研究組織	職等	番号	教育研究組織	職等	
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	・エグゼクティブ・ プロフェッサー ・エグゼクティブ・ アソシエイト・プロ フェッサー ・テニユアトラック 教員（テニユア付与 後の職を含む。）	2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	・ディスティンガイ ッシュトプロフェッ サー ・テニユアトラック 教員（テニユア付与 後の職を含む。）	

附 則(平成29年7月1日細則第11号)

この細則は、平成29年7月1日から施行する。